

議案第1995号

特殊建築物の敷地の位置について

(檜葉町)

建築基準法第51条

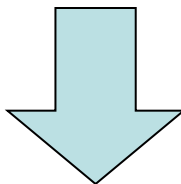
(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

用途地域等の条件により、今回は該当しない。

「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法
施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を指す。



廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

廃プラスチック類の破碎施設

(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

計画：廃プラスチック類 155.55トン

木くず又はがれき類(コンクリートやアスファルト等)の破碎処理施設

(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

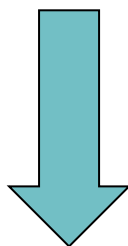
計画：木くず 555.38トン、がれき類 903.42トン

特定行政庁とは

特定行政庁とは、建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)を指す。

○特定行政庁

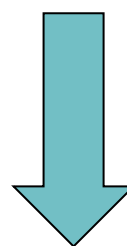
福島市、郡山市、いわき市



これらの市は、建築基準法第51条ただし書許可を執行できる。

○限定特定行政庁 (権限の一部が限定されている)

会津若松、須賀川市



県が特定行政庁となり、建築基準法第51条ただし書き許可を執行する。

その他の市町村



産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- 施設の技術基準
- 周辺地域への環境影響
- 事業者の技能、経理的基礎 など

相双地方振興局（県民環境部）
において審査中

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の 決定又は**ただし書きによる敷地の 位置に関する許可**

許可の基本方針(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

特殊建築物の概要について

【設置を予定している会社の概要】

- 商号 恵和興業株式会社
- 代表者 代表取締役 笹川 恵一
- 所在地 仙台市泉区西田中字杭城山55番地6
- 主な事業 産業廃棄物処理業

【設置を予定している産業廃棄物中間処理施設の概要】

- 施設名 ケイワ・ゼロ笑みプラント楢葉
- 所在地 楢葉町大字山田岡字仲丸1番35,36
- 敷地面積 7,299.53m²（所有：株式会社同仁社 ※許可取得後に売買予定）
- 工場建屋延べ面積 3,559.76m²（敷地内全体）
- 許可対象施設

①破砕施設（二軸破砕機 PR780S）

②破砕施設（ハンマー式破砕機 HSS700）

処理能力5 t/日以上（廃プラ・木くず・がれき類）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条で規定する許可対象施設）

（その他施設）

①選別・造粒固化施設（造粒原料化各種選別装置、混練造粒機）

※造粒固化：廃棄物から抽出した原料を加工し、盛土材、埋戻し材、道路の路盤材等に使用可能な土木資材である「造粒物」を製造可能な技術。

②圧縮梱包施設

位置図

榎葉町大字山田岡字仲丸1番35,36
用途地域の指定なし

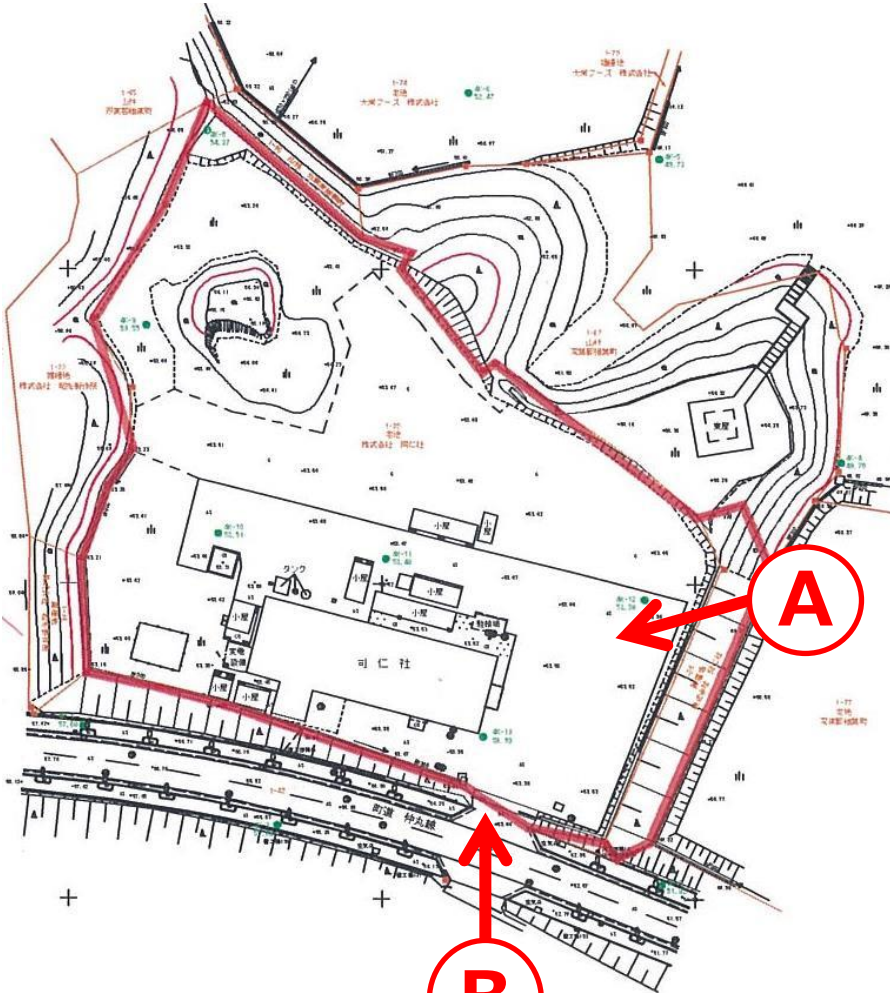


許可の基本方針 (都市計画上の支障の有無)への対応状況

視 点	具体的な要件	状 況	判断
1 市町村都市計画マスタープランとの整合	・当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。	地区：広野・檜葉南工業団地方針：工業地として、位置づけている。	適
2 土地利用計画との整合	・市街化調整区域には、原則として設けないこと。 ・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。 ・地区計画等に整合していること。	区域区分：指定なし 用途地域：指定なし 地区計画：なし	適
3 都市計画施設との整合	・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。	当該地に道路、公園、下水道などの都市施設は計画されていない。	適
4 市街地開発事業との整合	・土地区画整理事業、市街地再開発事等の市街地開発事業に整合していること。	当該地に市街地開発事業は計画されていない。	適

現地の現況

現在は（株）同仁社のクリーニング工場



B

← : 撮影方向



A 工場建設予定地



B 敷地出入口

町道仲丸線

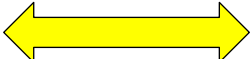
配置図



凡例



場内搬出入路



工場棟出入口



敷地境界線

工場棟

建物番号 1
建築面積 3,273.04㎡

事務所棟

建築面積 168.42㎡

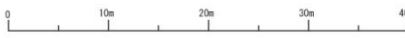
敷地出入口

車両放射線モニタ

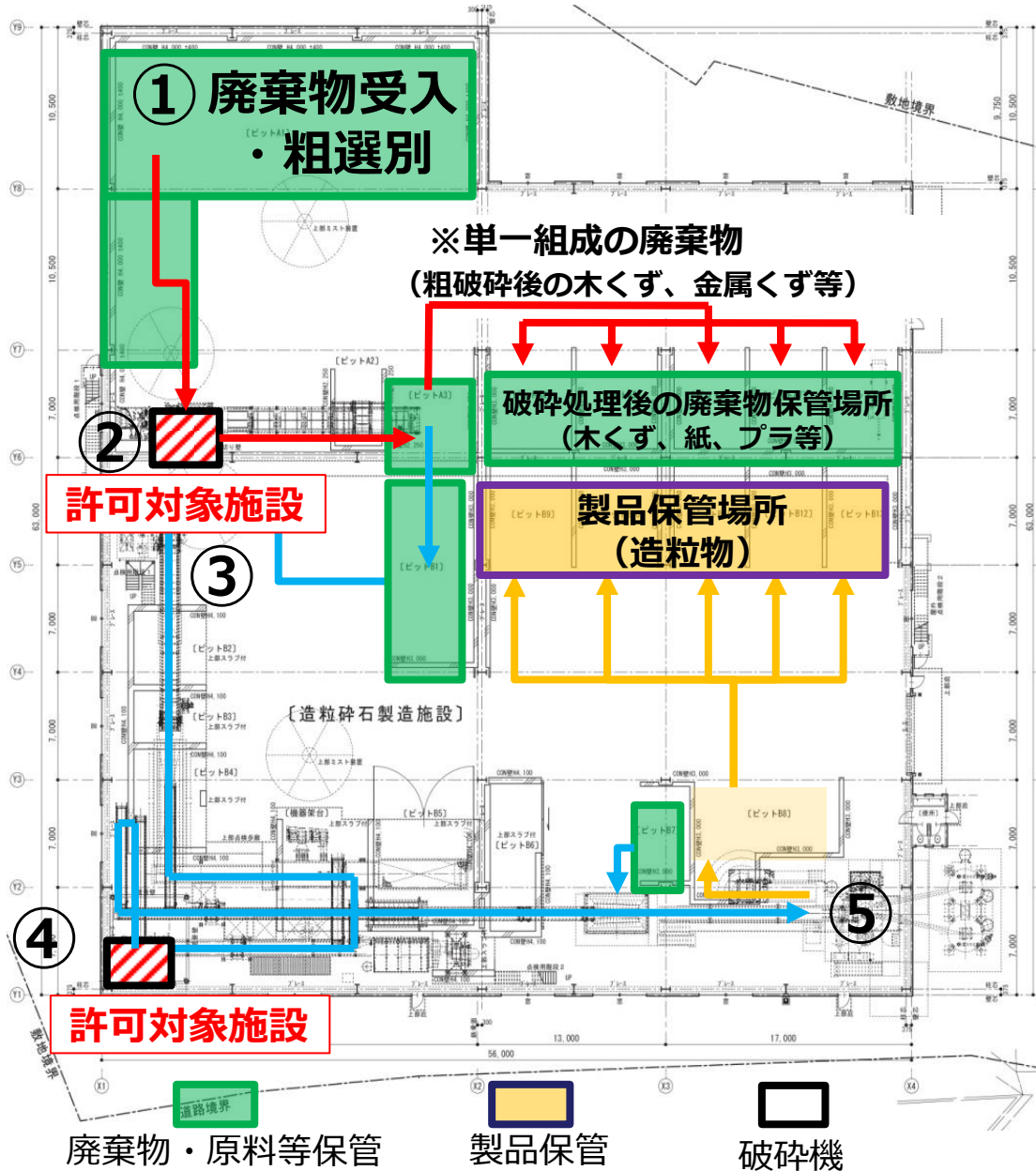
搬入車両・積載物に対して線量測定を行う装置

町道仲丸線（幅員6m）

0.00 : 観測しなかった
51.92 : K90を示す
53.30 : 設計地を示す
53.60 : 1F1を示す



許可対象施設と廃棄物の流れ



1. 廃棄物を受け入れ、分別されていない廃棄物を種類毎に粗選別し二軸破碎機へ送る。

2. 粗選別した廃棄物を二軸破碎機（許可対象）で20cm程度に破碎する。

3. 破碎後の原料を、造粒砕石製造施設に投入する。

4. ハンマー式破碎機（許可対象）にて6mm以下に粉碎し、造粒原料化する。

5. 抽出した廃棄物原料、セメント、水を投入し混練、造粒物を製造する。

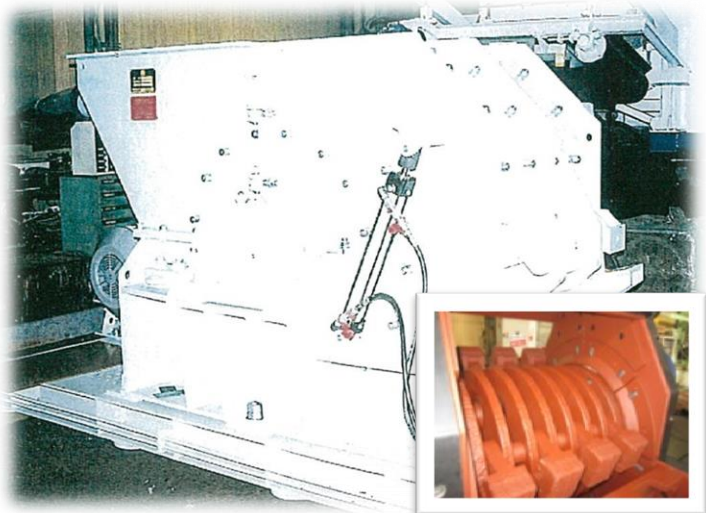
許可対象施設（破碎施設）



① 二軸破碎機 PR780S

廃棄物を20cm程度に破碎。

刃の付いた2本のシャフトが回転し、対象物を引きちぎる。



② ハンマー式破碎機 HSS700

①で破碎された20cm程度の廃棄物を6mm程度に粉碎。

連続回転するハンマーによる衝撃で廃棄物を粉碎し、造粒物原料に加工。

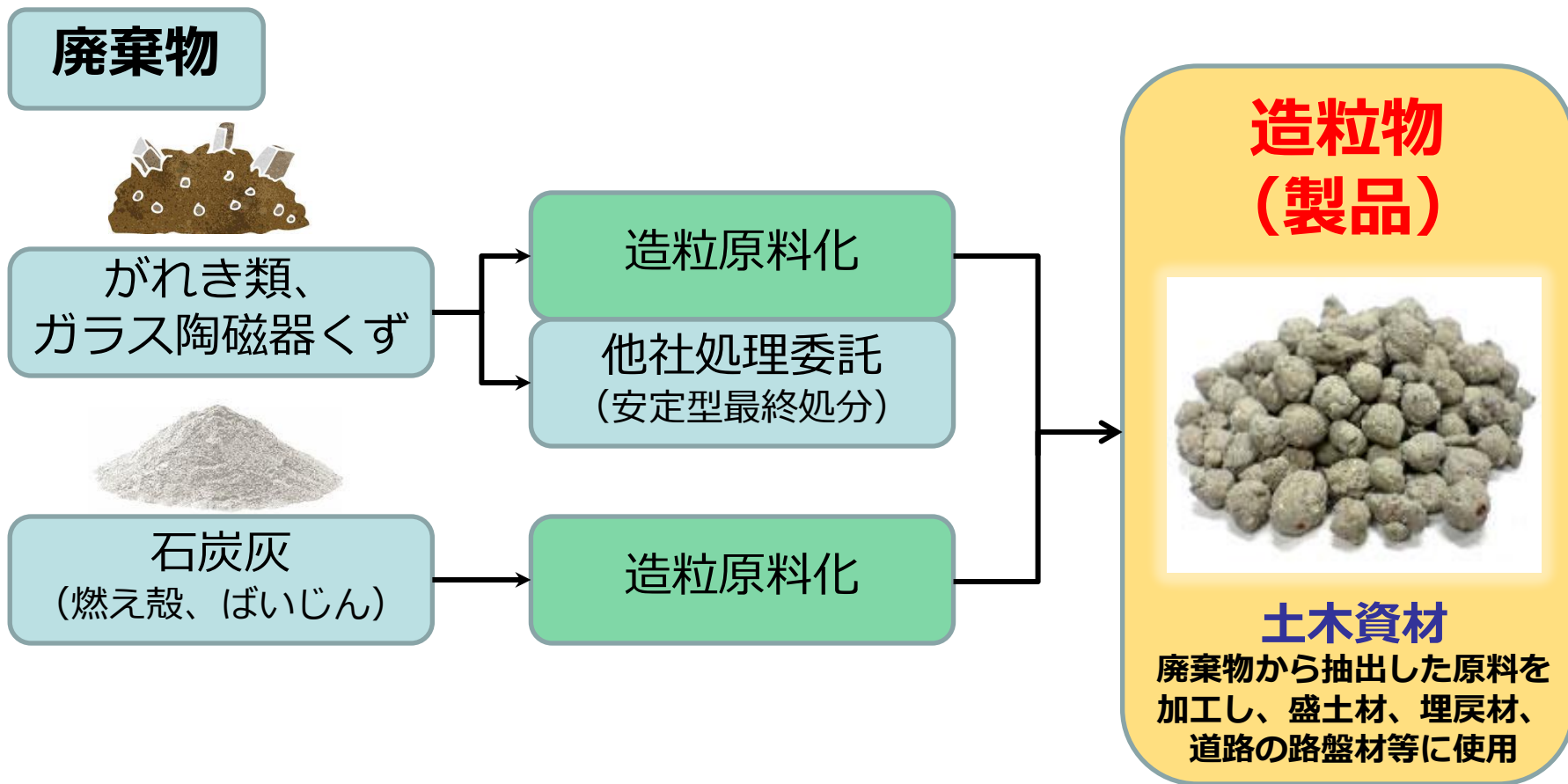
■ 処理能力

許可対象	二軸破碎機		ハンマー式破碎機		計
	処理能力 (1時間当たり)	処理能力 (1日当たり)	処理能力 (1時間当たり)	処理能力 (1日当たり)	
がれき類	51.18 t / 時	614.22 t / 日	24.10 t / 時	289.20 t / 日	903.42 t / 日
木くず	37.28 t / 時	447.38 t / 日	9.00 t / 時	108.00 t / 日	555.38 t / 日
廃プラスチック類	7.26 t / 時	87.15 t / 日	5.70 t / 時	68.40 t / 日	155.55 t / 日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	62.25 t / 時	747.02 t / 日	16.30 t / 時	195.60 t / 日	942.62 t / 日
金属くず	14.07 t / 時	168.83 t / 日	18.40 t / 時	220.80 t / 日	389.63 t / 日
紙くず	6.23 t / 時	74.70 t / 日	4.90 t / 時	58.80 t / 日	133.50 t / 日
繊維くず	5.81 t / 時	69.72 t / 日	2.00 t / 時	24.00 t / 日	93.72 t / 日

稼働時間は AM7:00～PM7:00の12時間

(参考)

I. 「造粒物」の製造工程



(参考)

II. 「造粒物」以外への処理

